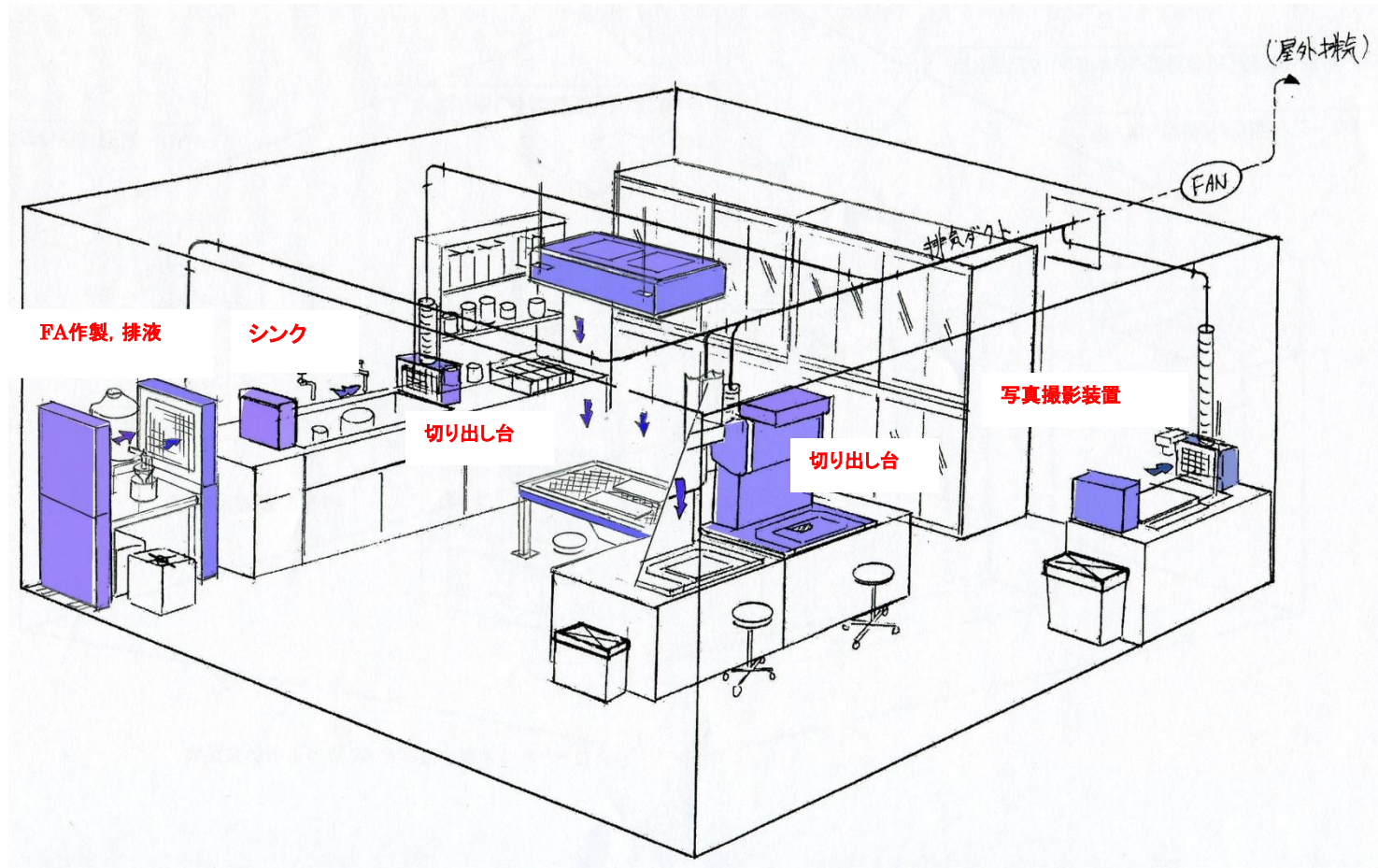


病理診断・検査におけるFAの発生源対策(屋外排気)
プッシュプル型換気装置の応用



尚、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を新設あるいは変更する場合は、労働安全衛生法の規制に適合した機種にする必要がある。
設置計画の届出(安衛法第86条、第88条及び別表第7)との関係から、所轄労働基準監督署と協議の上で設置を進めていくことが望まれる。